

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年8月13日 11時50分ごろ
発生場所	高知県高知市長浜南方沖 高知灯台から真方位247°2.0海里付近 (概位 北緯33°29.0 東経133°32.2)
事故の概要	漁船第三大智丸は、漂泊中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年8月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三大智丸、0.6トン
船舶番号、船舶所有者等	K03-30436（漁船登録番号） 個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底部に破口及び凹損を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人（以下「同乗者」という。）を乗せ、素潜りがかきを採取する目的で、長浜南方沖から陸岸に向けて北進した。</p> <p>本船は、予定の磯に到着したので船外機を停止し、錨を投下する準備をしながら漂泊中、浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船体が付近の消波ブロックに寄せられ、船長が、危険を感じて同乗者全員と共に救命胴衣を着用して海に飛び込み、泳いで陸岸にたどり着き、知人を介して本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、水深が十分にあることが分かる場所で漂泊すべきであったと本事故後に思った。</p> <p>本事故発生場所付近は、波打ち際から約50mで、水深2m以下の浅所域であり、海図に詳細な水深の記載がない海域であった。</p> <p>本船の喫水は、約0.3mであった。</p>
分析	本船は、船長が付近の水深を確かめていない中、陸岸に向かって航行し、陸岸近くの磯で漂泊を始めたことから、磯波に圧流され、浅所に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、本船が、船長が付近の水深を確かめていない中、陸岸に向かって航行し、陸岸近くの磯で漂泊を始めたため、磯波に圧流され、浅所に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 陸岸近くで錨泊する際は、付近の水深が十分にあることを確認すること。 |
|--|---|